

金沢法学査読規程

第1条 金沢法学に掲載するために投稿されたすべての論文は、査読委員会による査読に付し、査読委員会で掲載の可否を決定する。

第2条 査読委員会は、委員長を含む5名以上の委員によって構成する。

2 査読委員長は機関誌編集委員会委員1名が担当する。

3 委員長を除く委員は、法学系に所属する教員の中から委員長が選任する。

4 委員の選任に当たっては、専攻分野等の適切なバランスを考慮する。ただし機関誌編集委員会委員が査読委員になることは妨げない。

5 査読委員会委員の任期は6ヵ月とする。ただし再任を妨げない。

6 委員会構成員の氏名は、査読委員長のみを公表し、他の委員の氏名は公表しないものとする。

第3条 査読委員会は、投稿論文が金沢法学論文投稿規程に則しているかどうかを審査する。

第4条 査読委員会による審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」および「必要な修正をした上で掲載可」のいずれかとする。

2 査読委員会が、「必要な修正をした上で掲載可」と判断した投稿論文については、査読委員長から執筆者に必要な修正や不適切な表現の削除を指示することができる。

3 修正を施した論文が提出されたときは、査読委員会は遅滞なく査読を行い、「掲載可」、「掲載不可」のいずれかを決定する。

付則 本規程は、2024年4月1日より施行する。